(5) Delivery place: As the tender explanatory pamphlet shows
(6) Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
(7) Qualification for participating in the tendering procedures, Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③ not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.
④ have Grade A "Manufacturing" in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025／2026／2027
⑤ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order (The requirements are shown in the general evaluation standard)
(8) Time-limit for tender: 17:00 March 10, 2026: 11:00 March 11, 2026 in case of by hand.
(9) Contact point for the notice: Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3—1—41 Otemae Chuo-ku Osaka 540—8559 Japan TEL 06—6937—2708

○阪空契第1366号（№1366）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　16
(2) 契約件名　奄美ＡＲＳＲ100kVA発電装置（製造・設置・調整）（電子入札対象案件）
(3) 履行内容等　本件は、奄美ＡＲＳＲ局舎の既設発電装置の経年劣化に伴う更新のため、以下発電装置１式を製造し、納入場所に納入するものである。
【調達概要】
奄美ＡＲＳＲ局舎
・ディーゼル機関駆動交流発電装置（100kVA）１台、自動制御盤１面、受電盤１面、変圧器盤１面、Ｓ系配電盤１面、Ｐ系配電盤１面、地下燃料タンク（1,900Ｌ）１基、付属機器１式を製造する。
・既設発電装置１式を撤去し、上記製造品の設置・調整を行う。
・撤去品については、受注者処分とする。
・その他詳細は仕様書による。
(4) 電子調達システムの利用　第1365号１(4)に同じ。
(5) 履行期間　第1365号１(5)に同じ。
(6) 納入場所　奄美ＡＲＳＲ局舎（鹿児島県大島郡龍郷町瀬留当原522－２）
(7) 入札方法　第1365号１(7)に同じ。
2　競争参加資格
(1) 第1365号２(1)に同じ。
(2) 第1365号２(2)に同じ。
(3) 第1365号２(3)に同じ。
(4) 第1365号２(4)に同じ。
(5) 第1365号２(5)に同じ。
(6) 第1365号２(6)に同じ。
(7) 第1365号２(7)に同じ。
(8) 第1365号２(8)に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1) 第1365号３(1)に同じ。
(2) 第1365号３(2)に同じ。
(3) 第1365号３(3)に同じ。
(4) 第1365号３(4)に同じ。
(5) 電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期間　令和８年２月27日９時から令和８年３月10日17時まで
入札書を持参する場合の受領期間　令和８年２月27日９時から令和８年３月11日14時まで
(6) 開札の日時及び場所　令和８年３月11日14時　大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎11階　大阪航空局入札室
4　その他
(1) 第1365号４(1)に同じ。
(2) 第1365号４(2)に同じ。
(3) 第1365号４(3)に同じ。
(4) 第1365号４(4)に同じ。
(5) 第1365号４(5)に同じ。
(6) 第1365号４(6)に同じ。
(7) 第1365号４(7)に同じ。
(8) 第1365号４(8)に同じ。
5　Summary
(1) As 5(1) mentioned above (No. 1365).
(2) As 5(2) mentioned above (No. 1365).
(3) Nature and quantity of the products to be purchased: 100kVA Diesel Engine Generator 1 set
(4) As 5(4) mentioned above (No. 1365).
(5) Delivery place: As the tender explanatory pamphlet shows
(6) As 5(6) mentioned above (No. 1365).
(7) As 5(7) mentioned above (No. 1365).
(8) Time-limit for tender: 17:00 March 10, 2026: 14:00 March 11, 2026 in case of by hand.
(9) As 5(9) mentioned above (No. 1365).

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和８年１月13日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　髙松　　諭
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 調達件名及び数量
令和８年度道路占用システム運営保守等業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3) 調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
(5) 履行場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
入札回数は原則２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
(7) 電子調達システムの利用
① 本案件は、競争参加資格確認申請書及び必要な証明書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３(3)(B)のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。
② 電子調達システムで使用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任を受けた者の電子証明書に限る。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
１）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）